



埴町告示第42号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成23年7月5日

埴町長 菊池基文



別紙

区域を変更する大字及び字の名称		同左の区域(平成 23 年 5 月 13 日現在の地番による。)
新	旧	
大字板庭 字原木沢	大字板庭 字鷺柄	179 及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに 179 の地先の道路である町有地の全部
	大字川上 字所ノ久保	1 の 36 から 1 の 39 まで、1 の 41、1 の 43、1 の 45
	大字川上 字道場	99、100、112 の 2、119 の 1、125 の 1、130 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部